

浮間中学校 生活のルール

◎学校生活・集団生活の基本＝「時間を守る」「時と場をわきまえる」「他者への配慮・気をつかう」

登校時間

8：00	開門	※登下校は正門を通過する。(再登校も同様) <u>※土日や祝日、長期休業日等はサービス門を使用する。</u>
8：15	予鈴	※この時間よりも前に正門を通過する。
8：20	本鈴出欠確認	※着席できていない場合は遅刻
8：20～30	朝読書	※図書は持参。マンガ・雑誌類は禁止

※8：10～20は職員室には入れない。

登下校時の行動

- ・欠席・遅刻の連絡 → 8：10までに、保護者が「まなびポケット」で連絡する。
- ・遅刻して登校した場合は、職員室の学年の先生に報告し、遅刻報告カードを受け取ってから教室へ行く。
- ・自転車通学は禁止。(再登校も同様)
- ・下校時刻を厳守する。(門を出る時間)
- ・寄り道をしない。下校途中に浮間図書館・ティーンズセンターを利用してもかまわないが、一般の方々の迷惑にならないように十分注意する。 ※下校の途中と同じ扱いとなるため、自動販売機の使用は禁止。
- ・下校後は、再登校の指示がある場合を除いて、原則学校には戻らない。忘れ物等で学校へ来る必要がある場合は、学校へ連絡し許可をとる。必ず職員室に寄る。

放課後の活動

- ・優先順位 ①教科 ②行事 ③委員会 ④学年学級 ⑤部活動
- ・再登校の際の服装は、制服か活動時の服装。16時より前には登校しない。
- ・最終下校時刻 【11～2月】17：50 【3～10月】18：20

更衣

- ・男子：校庭更衣室 女子：2階更衣室
※他の人の着替えを取り違えないようにする。体育着等には必ず記名する。
- ・1校時が保健体育の授業のクラスは、体育着・ジャージ登校する。(制服持参)
- ・1日の最後の授業が体育の場合は、体育着で下校してもよい。標準服に着替えたい場合は、終学活・掃除終了後に更衣室で着替えてもよい。その際は、下校時刻を守る。(放課後、先生たちの会議等がある場合は不可)

部活動 ※部活動規定の通り

- ・更衣：体育の授業に準ずる。
- ・荷物：各部、決められた場所に自分の荷物を置く。更衣室に置いておかない。

通学バック

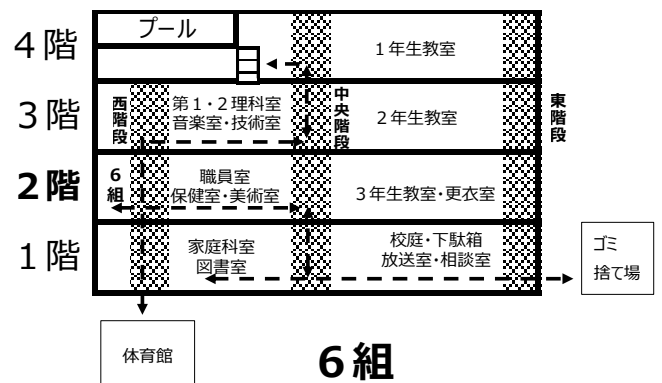
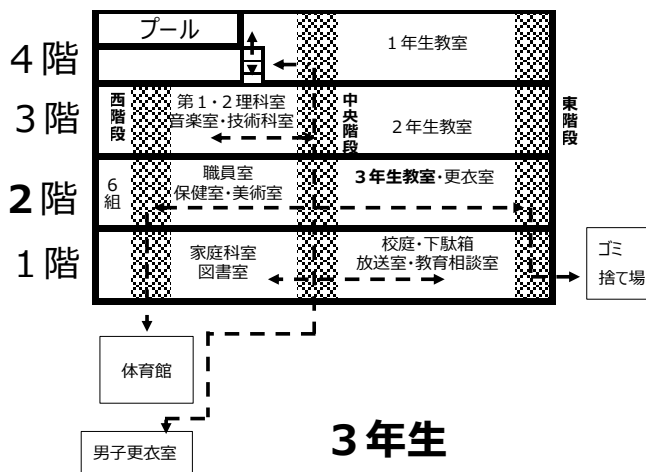
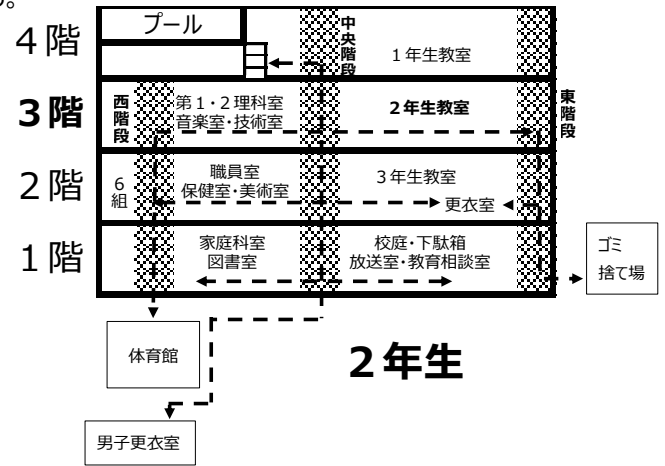
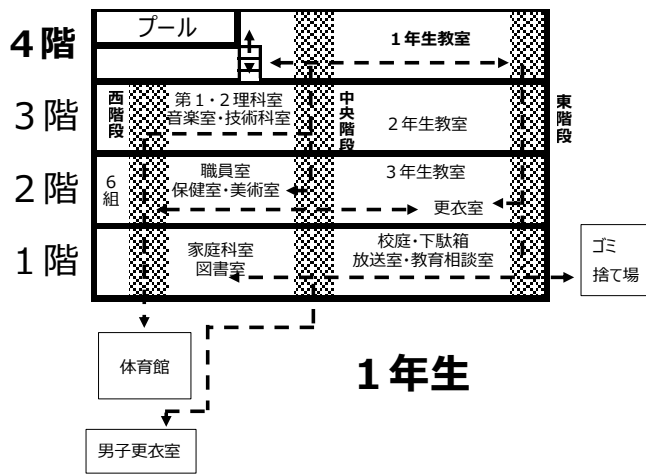
- ・指定の物はないが、勉強道具がしっかり入る大きさの、フタの閉まる物を使用する。
- ・アクセサリ類はつけない。

所持品

- 学校生活に必要な物は持参しない。
- すべての持ち物に記名する。
- 水筒は持参してよい。中身は水、お茶、スポーツドリンクのいずれか。授業中は飲まない。カバンかロッカーに保管する。
- 上履きを忘れた場合は、職員室でスリッパを借りる。
- 教室内の防寒対策として、ブランケットを使用してよい。
- 登下校時の暑さ対策として、帽子（キャップ）を着用してよい。
- 制汗剤は、無香料でシートタイプの物は可とする。使用後のゴミの管理をしっかりとる。
- 物の貸し借りはしない。
- きたコンは家で必ず充電してくる。

階段・廊下

それぞれが割り当てられた階段や廊下を使い、移動する。



トイレ

- 通常の使用トイレは、各学年フロアの普通教室側のみとする。
 - 他フロアにある少人数教室での授業の際も、自分の学年フロア以外のトイレは使用しない。
 - 他フロアにある特別教室での授業の際は、特別教室側のトイレを使用する。ただし、2階6組側トイレは美術の授業時以外は使わない。
- (例) 1、3年生が、3階の理科室や技術室、音楽室を使用している時など。
- 校庭にある外トイレを使用してもよい。(解錠時)
 - 誰でもトイレは使用してもかまわないが、可能な限り他のトイレを使う。

服装・頭髪など

	Aタイプ（詰め襟型）	Bタイプ（セーラー型）
冬服	<ul style="list-style-type: none"> ・浮間中標準の詰め襟を着用する。 ・校章(右)・組章(左)を襟部分につける。 ・カラー(白)をつける。 ・浮間中校章ボタンをつける。 ・白ワイシャツを着用する。 ・黒ベルトをつける。 ・浮間中標準のズボンを着用する。 ・ワイシャツの下に肌着を着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒色の台布に校章(上)・組章(下)をつけ、安全ピンでセーラー服に留める。セーターやカーディガン等の防寒着を着用する場合は、防寒着に留める。(台布4cm×5cm) ・常時、学年色のタイをつける。 1年：赤 2年：紺 3年：黒 ・浮間中標準のスカートまたはズボンを着用する。 ・ズボン着用時は黒ベルトを着用する。 ・スカート丈は膝頭を基準とし、長くしたり短くしたりしない。 ・セーラーの下に肌着を着用する。 ・防寒着としてタイツを着用してもよい。
夏服	<ul style="list-style-type: none"> ・白ワイシャツを着用する。 ※長袖をまくる場合はきれいに折り返す。 ・開襟やボタンダウンのシャツは不可。 ・黒ベルトをつける。 ・浮間中標準のズボンを着用する。 ・ワイシャツの下に肌着を着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・白ブラウスまたは白ワイシャツ及びサマーベストを着用する。 ・開襟・ボタンダウンのシャツは不可。 ・浮間中標準の夏用スカートまたはズボンを着用する。 ・スカートの丈は膝頭を基準とし、長くしたり短くしたりしない。 ・白ブラウスまたは白ワイシャツの下に肌着を着用する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・冬服、夏服を問わずセーター類を着用しての登下校を可とする。ただし、コートを着る場合は冬服を着用する。 ・防寒着としてセーター・カーディガン・ベストを着用してよい。(色は黒・紺・灰) ・冬服時のみ、防寒着としてタイツ(レギンス不可)を着用してもよい。(色は黒・紺) ・スクールコートまたは準ずるものを着用してよい。(色は黒・紺・灰) ・くつ下は白、黒、紺色でくるぶしが隠れるものを着用する。ワンポイント可、ライン入りは不可、ルーズソックスや膝上のハイソックスは禁止とする。儀式的行事の際は白色を着用する。 ・上履きは浮間中指定の学年色のものとする。かかと及びつま先部分に記名をして、かかとをつぶさずに履く。 ・下履きは運動靴(運動に適した靴)とし、革靴は認めない。 ・アクセサリ類は一切禁止とする。 ・腕時計は使用しない。 ・生徒手帳を常に携帯する。 	

- ・衣替えの期間は設定しない。儀式・行事の際は統一する。それ以外は生徒及び家庭の判断とする。
- ・熱中症防止対策の一環として、夏季期間に体育着登校を許可する場合がある。期間は別途定める。

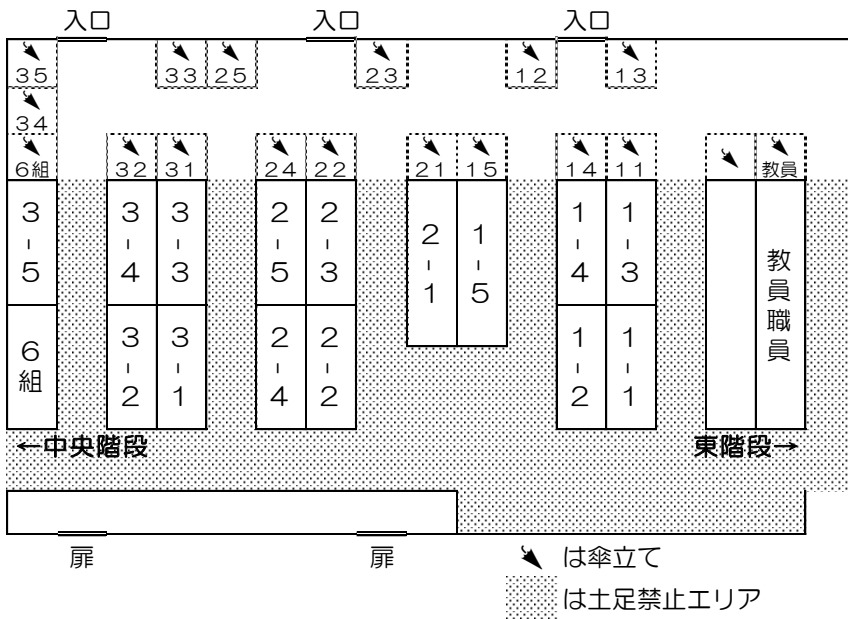
	共通（短髪・長髪）
頭髪等	<p>中学生らしくさっぱりとした髪型にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・染色、脱色、パーマ等は禁止とする。 ・整髪料の使用は禁止とする。 ・生え際などの特異な剃り方や、モヒカンやラインなどの奇抜な髪型、過激な髪型は禁止とする。 ・眉毛は剃らない、いじらない。 ・化粧やマニキュアは禁止とする。
	<p style="text-align: center;">長髪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩に掛かる長さの場合は黒・紺・茶色のヘアゴムで結ぶ。 ・ヘアピンは適切に使用し、色は黒・紺・茶色とする。

校内の過ごし方

- ・チャイム前着席を徹底する。
- ・休み時間中に、次の授業の準備を整える。他教室への出入りはしない。
- ・昼休みは、校庭、調べ学習室等が利用できる。場所ごとのルールを守って使用する。
- ・理科テラス(3階)：先生方の指示や指導のない状態では使用しない。
- ・冷水機：各階の冷水機を使用してよい。
※水筒に冷水をつぎ足す場合は1階の専用冷水機を使用する。
- ・エレベーターは、原則使用禁止。(ケガ等の対応で許可する場合がある。)
- ・らせん階段は、生徒の使用禁止。
- ・2～4階の学年ラウンジは、休み時間などに使用してよい。
- ・上履きでフロアの外に出ない。(避難訓練や朝礼の退場等の特別な場合を除く)
- ・内線電話は、生徒は使用しない。
- ・教室の個人ロッカーは、常に整理整頓する。
- ・授業中は、授業場所から外に出ない。
→きたコンの充電器の貸し出しは休み時間中のみ
→忘れ物を取りに戻ることはできない
→授業中に保健室に行く場合は、必ず授業担当の先生の許可をもらい、保健委員1名に同行してもらう(保健委員不在の場合は学級委員)
→授業中は原則トイレに行かない。どうしても行く必要がある場合は授業担当の先生の許可をもらう。
必要以上に長居しない。

下駄箱・傘立て

- ・下駄箱：下記の位置の各クラス所定の下駄箱を使う。上段に上履き、下段に外履きを入れる。
- ・傘立て：下記の位置の各クラス所定の傘立て(番号)を使う。



校庭

傘立て									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

下駄箱							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	32
33	34	35	36	37	38	39	40

【傘立て】
取り違え防止のために、
「10番」区切りとする。